

羽曳野市 PR 動画制作業務仕様書

1. 趣旨

本市の魅力あるコンテンツを動画媒体で発信することで、認知度向上や交流人口及び関係人口の拡大、ふるさと納税寄附金額の増大などを図るため、2025 年大阪・関西万博をはじめとする様々な国内イベントや、各 SNS での発信において使用することを前提とした、対外向けに PR できる映像コンテンツを制作することを目的とする。

2. 履行期間

契約締結の翌日～令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3. 委託価格の上限額

1,800,000 円（税込）

4. 業務概要

受注者は業務の実施スケジュールを作成し、発注者に提出すること。また、各業務を実施するにあたり、発注者と十分に協議すること。

(1) 映像制作

①撮影及び編集は、次の条件で行うこと。

- (ア) 受注者は、撮影前に P R 動画の制作について、発注者と十分に協議を行うこと。
- (イ) 業務の実施にあたり、取材や撮影、交渉及び著作権、肖像権等の権利に関する諸手続き等が必要な場合は受注者が行うものとする。個人情報や人権の尊重等においても受注者の責として充分配慮し、動画の制作にあたること。
- (ウ) 受注者は、動画撮影等に必要な監督、スタッフ、機材、車両及び消耗品などの手配や準備及び管理を行うこと。
- (エ) 受注者は、撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の P R 動画制作に係る全ての編集作業を行うこと。
- (オ) 発注者は受注者の業務遂行に協力するものとする。

②内容の確認

受注者は、発注者による内容確認及び修正等の指示を受けること。

- (ア) 内容確認は随時行うものとするが、最低限 2 段階での内容確認を必須とする。
1 段階目はプロットの完成時、2 段階目は動画の完成時とする。
- (イ) 内容の確認は、受注者がメール等を用いてデータ等を発注者へ送付し、発注者の修正指示を受けること。
- (ウ) 修正が必要な場合は受注者が修正作業を実施すること。

③その他条件

- (ア) P R動画は、3分以上の長尺動画の他、SNS等のshort動画でも配信ができるよう、1分以内の短尺動画を制作すること。
- (イ) P R動画制作本数の上限は指定しないが、長尺動画、短尺動画、各1本以上は制作すること。
- (ウ) 市内を撮影地として、地域資源等を最大限活用し、当市の認知度向上だけではなく、当市を訪れた人へのアイキャッチとしても活用できるものであること。
- ④その他定めのない事項については、発注者と十分な協議の上、決定すること。

(2) 成果物の納品

成果物は、次の①～③の要件を満たしたDVDデータ3枚で納品するものとする。

- ①P R動画(長尺)の規格は、アスペクト比16:9でフルハイビジョン(1920×1080)映像を基本とし、YouTube及びSNS等で再生可能な形式とすること。
- ②P R動画(短尺)の規格は、アスペクト比9:16でフルハイビジョン(1080×1920)映像を基本とし、YouTube及びSNS等で再生可能な形式とすること。
- ③本業務において使用した素材一式を含むこと。

(3) プロモーション活動

- ①認知度向上におけるプロモーションとして効果的な広告宣伝を行うものとする。
- ②メディア等へのパブリシティも戦略(テレビ放送やWEB配信等)に含め、映像の露出機会拡大を図ること。
- ③業務実施後にプロモーションにおける実績報告を作成の上発注者に提出する。

(4) 独自提案

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、委託契約額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

5. その他(留意事項)

(1) 法令遵守

受注者は、本業務履行にあたり、個人情報保護に関する法律、羽曳野市情報公開条例、羽曳野市暴力団排除条例・同条例施行規則、その他関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用負担

本仕様に定める業務にかかる実費経費は、全て契約代金に含まれるものとする。本業務に係る必要な物品等については、受注者が用意すること。

（３）秘密の保持

- ①受注者は、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- ②本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。

（４）成果物の権利関係

- ①本業務の成果物の著作権及び所有権は発注者に帰属する。
- ②著作権の譲渡後、受注者に著作者人格権が残存する場合において、受注者は発注者に対してこの権利を行使しない。
- ③成果物が、発注者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受注者が確認すること。

（５）再委託の禁止

- ①受注者は、本業務の全部または大部分を一括して第三者に再委託してはならない。
- ②受注者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に対して書面にて再委託の内容、再委託先、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を受けること。

（６）協議事項

- ①契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者双方が協議して決定するものとする。
- ②契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、発注者と受注者双方が協議して決定するものとする。